

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長崎市	琴海地区(形上・尾戸集落)	令和3年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	133.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	136.4 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	108.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	72.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.8 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.8 ha

2 対象地区の課題

- ・みかんや中晩柑、アスパラガスを中心に、多品目が栽培されており、主にJA系統の直売所への出荷が行われているが、生産者の高齢化が進んでおり、担い手不足が課題となっている。
- ・新規就農希望者は増えているが、条件のいい農地が不足している。
- ・イノシシによる被害が深刻であり、地域ぐるみの捕獲隊等による捕獲に取り組んでいるが、埋設に係る労力不足や、過去に設置したワイヤーメッシュ柵の老朽化が課題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握する。

農地中間管理機構を活用し中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応する。

基盤整備地区は、施設園芸及び水田畑地化の取組みを進めるとともに、樹園地においては、施設・露地栽培の安定生産を促し、小規模基盤整備を行いながら継続的な活用を図る。また、グリーンツーリズム活動など、外部から人を呼び込む体制を整備することで、農地の利活用を推進する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向
貸付け等の意向が確認された農地は、83.8haとなっている。

農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の琴海地区駐在職員を継続するとともに、農地中間管理事業の更なる周知を図り、機構を通じた中心的経営体等への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化や農地の利用集積を推進する。

基盤整備への取組方針
・基盤整備地区については、水田畑地化の取組みを進めることにより、優良農地の確保に努める。
・既存の水利施設の適正管理に努める。

新規・特産化作物の導入方針
既に特産化している、みかんや中晩柑、いちご・アスパラガス・ミニトマト等の共販体制を強化することで、さらなる安定生産を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針
地域ぐるみの有害鳥獣対策をさらに推進し、地域での捕獲・点検活動等の体制づくりに取り組むとともに、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。

災害対策への取組方針
近年の、局所的・激甚災害に対応するため、共済・収入保険加入によりリスク管理を促すとともに、作業受委託組織拡充や気象災害対策に取り組む。